

公益財団法人鳥取県スポーツ協会表彰規程

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会は、定款第4条の規定に基づき、本県スポーツ発展のため功績のあったものに対して次の表彰を行う。

1 体育功労章

永年にわたり、本県のスポーツの発展のために尽瘁し功績のあった者。

2 優秀指導者賞

長期にわたり、選手の育成強化又はスポーツの普及指導に優秀な成績をあげ、本県スポーツの発展のため顕著な功績のあった者。

3 スポーツ賞

当該年度の全国大会等において、上位に入賞した選手又はチーム。

4 スポーツ敢闘賞

当該年度の全国大会等において、入賞し敢闘した選手又はチーム。

5 スポーツ奨励賞

当該年度の職域又は特別の出場制限を設けた全国大会等において、上位に入賞した選手又はチーム。ただし、小学生にあつては大会規定に定める入賞とする。

6 優良団体賞

継続的に活動し、優れた実績を挙げて本県スポーツの振興に多大の貢献をしたと認められる団体等。

7 特別賞

(1) オリンピック大会に出場した選手並びに国際大会で優秀な成績をあげた選手。(鳥取県スポーツ最高栄冠賞、鳥取県民栄誉賞、鳥取県スポーツ顕彰の受賞対象に該当する者を除く。)

(2) 本県で開催された全国規模のスポーツ大会等において顕著な功績をした者。

(3) 本県スポーツの充実、発展に著しく貢献し、他の模範となった者。

8 特別優秀指導者賞

優秀指導者賞を受賞したもので、その後、更に選手育成強化又はスポーツの普及指導に優秀な成績をあげ、本県のスポーツの発展に顕著な功績のあった者。

第2条 この規程により表彰するときは、表彰状及び記念品を贈る。

第3条 体育功労章、優秀指導者賞は、それぞれ重ねて表彰しない。

第4条 表彰は、原則として加盟団体の推薦に基づき、選考委員会によって審査のうえ決定する。表彰の時期及び方法については選考委員会において決定する。ただし、第1条第1項第7号(1)に規定する者についてはこの限りでない。

第5条 選考委員会は、会長、副会長、専務理事、事務局長のほか、次の加盟団体により構成する。

- (1) 郡市代表 5名
- (2) 高等学校体育連盟代表 1名
- (3) 中学校体育連盟代表 1名
- (4) 学識経験者 若干名

第6条 感謝状

本県スポーツ協会の発展とスポーツ振興に顕著な功績のあった者に対し感謝状と記念品を贈り感謝の意を表する。

2 感謝状及び記念品の贈呈は、理事会の決定による。

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

この規程は、公益財団法人鳥取県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月23日から施行する。